

職場における受動喫煙防止対策について

1. 国際的な動向(WHO)

○たばこ規制枠組条約 概要

(平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成22年7月現在168カ国が批准)

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

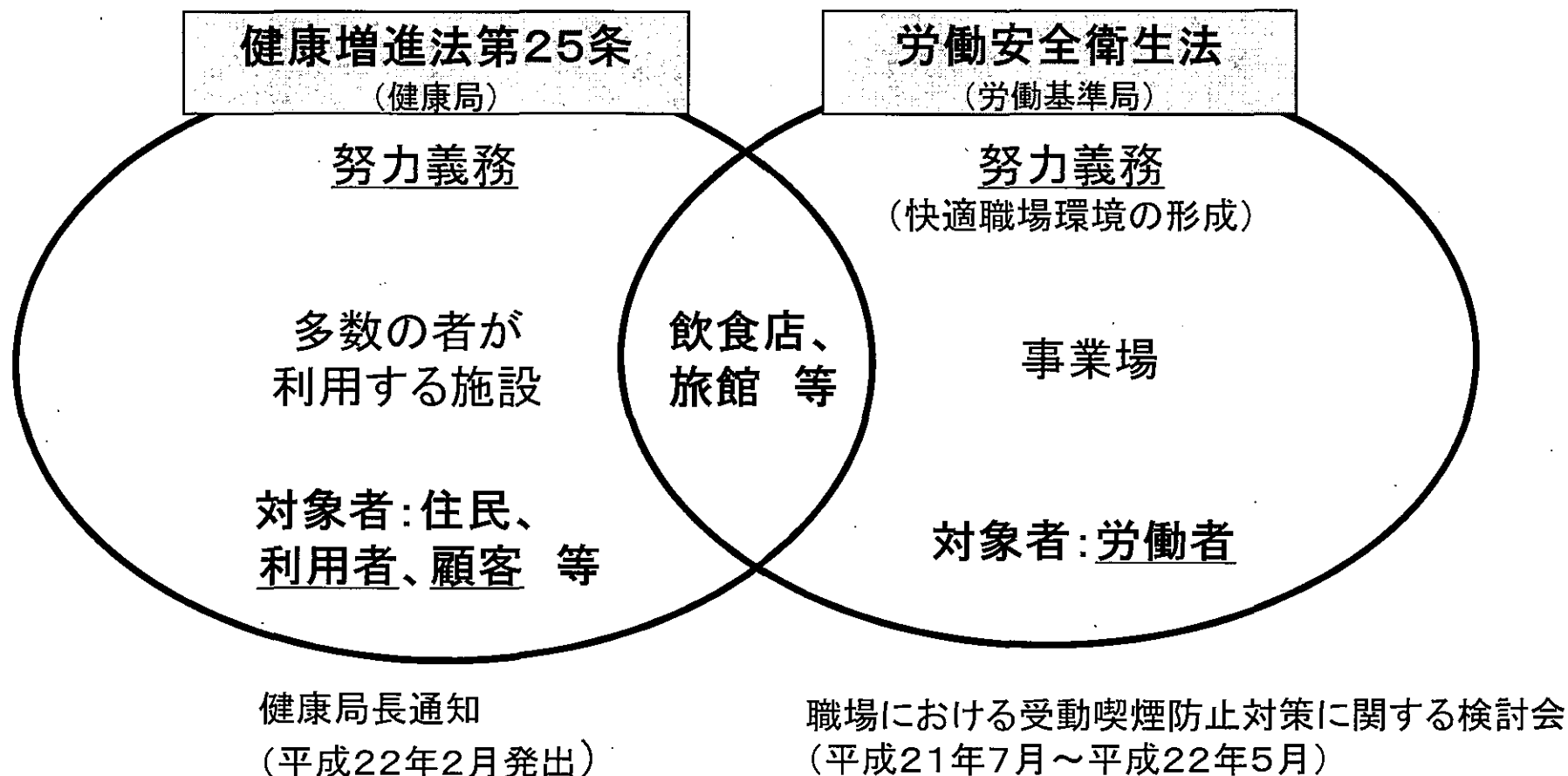
- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する
- 2 屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

○たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン

(平成19年7月採択)

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

2. 健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)



3. 職場における受動喫煙に係る現状

- 「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合: 46%
 - 職場で受動喫煙を受けている労働者: 65%
 - 喫煙対策の改善を職場に望む労働者: 92%
- (平成19年労働者健康状況調査)

4. 職場における受動喫煙防止対策に関する検討会(平成21年7月～平成22年5月)

<報告書のポイント>

1 今後の職場における受動喫煙防止対策の基本的方向

- 快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要。
- 労働安全衛生法において、受動喫煙防止対策を規定することが必要。

2 受動喫煙防止措置に係る責務のあり方

- 労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要であることから、事業者の努力義務ではなく、義務とすべき。

3 具体的措置

- 一般の事務所や工場においては、全面禁煙又は喫煙室の設置による空間分煙とすることが必要。
- 顧客の喫煙により全面禁煙や空間分煙が困難な場合(飲食店等)であっても、換気等による有害物質濃度の低減、保護具の着用等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要。

4 事業者に対する支援

- 事業場の取組を促進するため、技術的支援及び財政的支援を行うことが必要。

5 今後の課題

- 現状では直ちに禁煙とすることが困難な場合においても、国民のコンセンサスを得つつ、社会全体としての取組を計画的に進めていくことが必要。

5. 顧客の喫煙する職場における換気等による有害物質濃度の低減対策

厚生労働省委託事業「職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会」(平成22年5月～8月)
＜検討のポイント＞

1 事業者はたばこ煙の濃度又は換気量のいずれかを満足すればよいこととする

- たばこ煙濃度基準については、マーカを浮遊粉じんとし、濃度を0.15(mg/m³)以下とすることが適当。
- 換気量については、当該濃度をクリアするための基準値を示すことが適当。

2 上乗せの対策

- 濃度基準又は換気量に係る対策を講じた上で、禁煙タイムやローテーションの導入等も推奨。